

議案第15号

杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年2月28日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 白石 高士

(提案理由)

教育委員会事務局の組織機構改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則

杉並区教育財産管理規則（昭和58年杉並区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 学校整備・支援担当部長 教育委員会事務局学校整備・支援担当部長をいう。

第2条第2号中「学校整備担当部長」を「学校整備・支援担当部長」に改める。

第4条、第7条、第9条及び第14条中「学校整備担当部長」を「学校整備・支援担当部長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校整備・支援担当部長 教育委員会事務局学校整備・支援担当部長をいう。</p> <p>(2) 事務局次長等 教育委員会事務局次長、教育委員会事務局教育政策担当部長、学校整備・支援担当部長及び教育委員会事務局生涯学習担当部長をいう。</p> <p>(3)～(13) 略 (管理の総括)</p> <p>第4条 財産管理の総括は、教育長の指示のもとに学校整備・支援担当部長が行う。</p> <p>2 学校整備・支援担当部長は、財産の管理の適正を図るため、必要があると認めるときは、事務局次長等及び校長に対し、その所管に属する財産について、資料の提出又は報告を求め、実施について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。</p> <p>(財産管理主任の設置)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 学校に置く管理主任は、所属事務職員のうちから校長の推薦により、学校整備・支援担当部長が指名する。</p> <p>(総括主任、管理主任及び保管責任者の職務)</p> <p>第9条 総括主任は、学校整備・支援担当部長の命を受け、財産の管理事務を推進し、管理主任の取り扱う事務について必要な調整を行うとともに、学校の所管に属する財産について、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～4 略 (現在額報告、総計算書等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 学校整備・支援担当部長は、前項の規定による現在額報告書及び現在額総</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校整備担当部長 教育委員会事務局学校整備担当部長をいう。</p> <p>(2) 事務局次長等 教育委員会事務局次長、教育委員会事務局教育政策担当部長、学校整備担当部長及び教育委員会事務局生涯学習担当部長をいう。</p> <p>(3)～(13) 略 (管理の総括)</p> <p>第4条 財産管理の総括は、教育長の指示のもとに学校整備担当部長が行う。</p> <p>2 学校整備担当部長は、財産の管理の適正を図るため、必要があると認めるときは、事務局次長等及び校長に対し、その所管に属する財産について、資料の提出又は報告を求め、実施について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。</p> <p>(財産管理主任の設置)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 学校に置く管理主任は、所属事務職員のうちから校長の推薦により、学校整備担当部長が指名する。</p> <p>(総括主任、管理主任及び保管責任者の職務)</p> <p>第9条 総括主任は、学校整備担当部長の命を受け、財産の管理事務を推進し、管理主任の取り扱う事務について必要な調整を行うとともに、学校の所管に属する財産について、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～4 略 (現在額報告、総計算書等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 学校整備担当部長は、前項の規定による現在額報告書及び現在額総</p>

新	旧
計算書に基づき、財産の現況について必要な事項を教育長に報告しなければならない。	計算書に基づき、財産の現況について必要な事項を教育長に報告しなければならない。